2022 年 2 月 21 日

内閣総理大臣　岸田　文雄　様
衆議院議長　　細田　博之　様
参議院議長　　山東　昭子　様
厚生労働大臣　後藤　茂之　様
財務大臣　　鈴木　俊一　様

補足給付の見直し・介護職員の処遇改善・介護保険制度の抜本見直しを求める要望書

NPO 法人
介護・福祉サービス非営利団体ネットワークみやぎ
理事長 内舘　昭子

〔要望趣旨〕

介護保険制度は、介護保険料の増加、利用料の負担増、要支援１，２の総合事業化が行われサービスの削減と負担増が繰り返されています。2021 年８月からの低所得者への補足給付の縮小により負担が増してきています。私たちが行った調査結果においても、利用料の支払い困難や施設からの退居、ショートステイの利用控えが明らかとなりました。ヤングケアラーの問題なども表面化する中、これをさらに深刻化させるものに繋がりかねません。

介護従事者の処遇の問題も深刻です。月額９千円の賃上げが検討されていますが、そもそも介護従事者の給与が全産業労働者平均よりも月額９万円も低い実態で、介護現場の人手不足も深刻さを増している中で不十分であると考えます。また、介護職のみならず、速やかに「すべての介護従事者の給与を早急に全産業平均水準まで全額公費負担で引き上げる」道筋の明示こそ国の責任です。

介護事業者に支払われる介護報酬は低く据え置かれ、事業所運営が厳しい状況になっています。2020 年の倒産件数が 118 件に上ったことに見られるように、新型コロナ感染拡大は疲弊した介護事業者の経営を追い詰める結果となっています。サービス継続のためには、経営の安定と介護従事者が安心して働ける労働環境の整備が必要です。

一方、新型コロナ感染症流行時において、介護の質を確保し災害時の対応を可能とするには、介護従事者の処遇改善と基本報酬の引き上げが必要です。また、現在感染が再拡大する状況を見ても、事業者が感染対策を進められるよう支援施策を継続・拡充すべきです。

これ以上の負担増・サービス削減は許されません。介護保険施行後２０年以上が経過した今こそ、「介護する人」「介護を受ける人」がともに大切にされる制度として介護保険創設の理念である「介護の社会化」へ向け、抜本的転換を図ることを求めます。

高齢者の生活を守り支える制度の実現のために、以下について実施することを求めます。

〔要望項目〕

１．利用者・家族への負担増・給付削減となる改悪に反対します。国が緊急に補足給付の変更による実態調査を行い、適切な改善を行うことを求めます。

２．介護の担い手の処遇を改善し、人員増・サービス増加をすすめ、すべての方が必要な介護を受けられ、安心できる介護保険制度を求めます。すべての介護従事者の給与を早急に全産業平均水準まで全額公費負担で引き上げる道筋の明示を求めます。

３．新型コロナウイルス感染症対策を強化し、安心して介護を受けられる支援を求めます。

以上を実現するために、介護報酬の引き上げと国庫負担割合を抜本的に高めることを求めます。

以 上